◎内容を十分にお読み下さい。

液化石油ガス法に基づく交付書面

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第14条及び同法施行規則第13条に基づき、下記の事項をお知らせいたしますので、大切に保管をお願いします。

1．供給する液化石油ガスの種類

供給する液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）は「い号」といい、家庭用、業務用に最も適したＬＰガスです。

2．ＬＰガス設備の区分

容器又はバルク貯槽からガスメータ出口までを「供給設備」、メータ出口から燃焼器（質量販売の場合は、容器から燃焼器）までを「消費設備」といいます。

3．ＬＰガスの供給（販売）の方法

お客様にＬＰガスを供給（販売）する方法は容器交換方式又はバルク供給方式とします。

※　**容器交換方式とは、**

ＬＰガスを充填した容器をガス切れのないように計画的、又は注文のあった都度速やかに配達し、供給設備又は配管等に接続して供給する方式です。但し、質量販売の場合であって屋外で移動して使用される場合又は内容積５㍑以下の容器に調整器が接続されている場合は、接続しないで引き渡すことがあります。

※　**バルク供給方式とは、**

お客様の敷地内に設置のバルク貯槽（容器）にガス切れが生じないように計画的、又は注文のあった都度、速やかにバルクローリによりＬＰガスを充てんし供給する方式です。

4．ＬＰガス料金

1)　体積販売の場合のＬＰガス料金は、計量法に基づきガスメータに表示されるガス通過量を、原則として毎月定期的に検針し、下表に示す計算式により請求します。

ＬＰガス料金は、ＬＰガスの使用が可能となった日から適用し、基本料金、従量料金及び設備利用料とからなるＬＰガス料金表に基づき、毎月所定の方法（金融機関の口座自動振替、カード支払等）でお支払いただきます。

①　「基本料金」は、供給設備の設備費用、保安維持費用、検針集金費用、労務費、その他経費等からなる毎月定額でお支払いただく料金です。

②　「従量料金」は、ＬＰガスの原料費、配送費等でＬＰガス使用量に応じてお支払いただく料金です。

③　「設備利用料」は、原則として当社所有の消費設備の利用料を毎月定額でお支払いただく料金です。

ガス料金（円）＝基本料金（円）＋〔１㎥当りの単価（円）×使用量（㎥）〕＋設備利用料

2)　質量販売の場合は、別に定める料金を引渡しの都度又は毎月所定の方法（金融機関の口座自動振替、カード支払等）でお支払いただきます。尚、消費されなかった残ガスについては、面前計量の上残量相当額をお返しするか、充てん所で計量の上後日精算します。

5．ＬＰガス設備の点検･調査等の保安業務

1)　当社又は当社が委託する保安機関は、液化石油ガス法の定めに従い、供給設備の点検、消費設備の調査、周知等の保安業務を行います。保安業務の内容、実施者については本書5頁の「ＬＰガス保安業務通知書」記載のとおりです。

クーリングオフ制度のお知らせ

この「クーリングオフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

１、　お客様が訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下記参照）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下クーリング・オフという。）ができ、その効力は、書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生しています。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは薬務を受け、かつ代金を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときはクーリング・オフできません。

２、　この場合お客様は、

① 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。

② すでに取引された商品の引き取りに関する費用や移転された利益の返還に要する費用は事業者が負担します。

③ すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

④ 商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。又、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。

⑤ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

３、　上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤解し、又は脅迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまで、書面によりクーリング・オフができます。「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛に郵送してください。

１）（上述）の参考例は「ハガキ」によるものですが、商易書留が確実です。又、内容証明郵便、配達記録便、書留なども確実です。

２）そのほか、記入するものとしては、

①商品等の金額

□支払った金額、○○円を至急ご返送してもらうこと。

③振込先

④すでに受け取っている商品を早急に引き取ってもらうこと。

等を記入してください。